

親子会社間の法律事務の取扱いと弁護士法第72条

法務省大臣官房司法法制部

弁護士法第72条は罰則の構成要件を定めた規定であるから、もとより、その解釈・適用は捜査機関、最終的には裁判所の判断に委ねられるものである。

そのことを前提に、あくまで一般論としてではあるが、株式会社である親子会社間の法律事務の取扱いに関し、例えば、以下の例に挙げるような親会社の子会社に対する行為については、それが反復的かつ対価を伴うものであったとしても、他に同条の趣旨（最高裁判所昭和46年7月14日大法廷判決・刑集25巻5号690頁参照）に反する事情（紛争介入目的で親子会社関係を作出した等）がない限り、同条に違反するものではないとされる場合が多いと考えられる。もっとも、同条に違反するかどうかは、以下の例に挙げるような行為の内容や態様だけではなく、親会社・子会社の目的やその実体、両会社の関係、当該行為を親会社がする必要性・合理性その他の個別の事案ごとの具体的事情を踏まえ、同条の趣旨に照らして判断されるべきものである。

〔例〕

- ・ 子会社の通常の業務に伴う契約について、法的問題点を調査検討の上、契約書や約款のひな形を提供し、子会社が作成したものをチェックし、契約条項や約款の一般的な解釈等、一般的な法的意見を述べること
- ・ 子会社の通常の業務に関連する法令やその改正について、情報提供をし、それに伴う実務上の対応につき一般的な法的意見を述べること
- ・ 定款や社内規則・規程（就業規則、取締役会規則、内部統制システムやリスク管理体制を定めた社内規程等）について、法的問題点を調査検討の上、そのひな形を提供し、子会社が作成したものをチェックし、一般的な法的意見を述べること
- ・ 各種行政規制の対応ルールを定めた社内規程等について、法的問題点を調査検討の上、そのひな形を提供し、子会社が作成したものをチェックし、一般的な法的意見を述べ、その対応状況を検証すること
- ・ 株主総会等の準備事務や議事運営について、法的問題点を調査検討の上、株主総会等の運営に係る会社法上の一般的な取扱い等、一般的な法的意見を述べること
- ・ コンプライアンスの推進のための社内ガイドラインを提供し、社内教育を実施すること
- ・ 業務の適正が監督官庁による有効な監督規制を受けること等を通じて確保されている完全親会社が、その完全親会社及び完全子会社から成る企業集団の業務における法的リスクの適正な管理を担っている場合において、その管理に必要な範囲で、当該完全親会社及び完全子会社の通常の業務に伴う契約や同業務に伴い生じた権利義務について、一般的な法的意見にとどまらない法的助言をし、他の法令に従いその法律事務を処理すること